

# 福岡県公報

平成20年5月28日  
第2828号

## 目次

### 告示(第872号 - 第881号)

市の字の区域の変更	(市町村支援課)	.....	1
市の町の区域の変更	(市町村支援課)	.....	1
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	.....	4
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	.....	4
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	.....	4
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	.....	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	5
土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村整備課)	.....	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	.....	5
<b>公 告</b>			
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....	5
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....	7
<b>公安委員会</b>			
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部駐車対策課)	.....	9
警察署長が地方税の滞納処分の例により違法駐車車両の負担金等を納付しない者に対して行う滞納処分の執行において使用する書類の一部を改正する告示	(警察本部駐車対策課)	.....	10
<b>正 誤</b>			
福岡県森林審議会規程の一部を改正する告示(平成20年3月福岡県告示第581号)中正誤		.....	15

## 告 示

福岡県告示第872号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、宗像市長から宗像市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成20年7月7日から効力を生ずるものとする。

平成20年5月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 次の区域を自由ヶ丘五丁目に編入し、小字を廃止する。

大 字	字	地 番
曲	荒 堀	25の2、25の5から25の19まで
	峠	35の1から35の46まで、35の50、35の51

2 次の区域を自由ヶ丘七丁目に編入し、小字を廃止する。

大 字	字	地 番
曲	中 谷	500の1、500の2、513の1から513の3まで
田 久	豆ヶ浦	1116の3、1116の4、1116の9、1116の10、1116の12、1116の14、1116の21

福岡県告示第873号

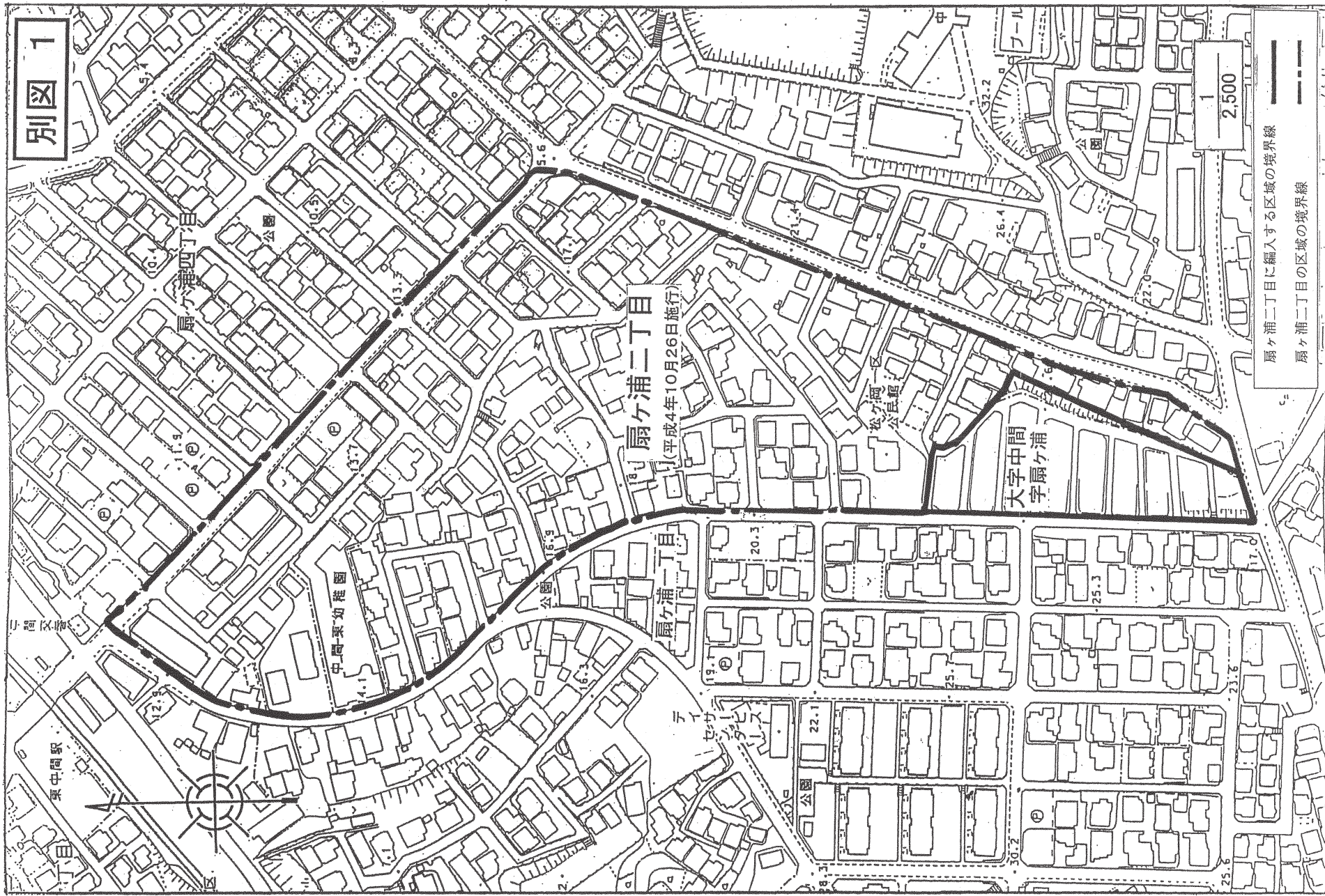
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、中間市長から中間市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成20年7月28日から効力を生ずるものとする。

平成20年5月28日

福岡県知事 麻 生 渡

別図 1



——— 扇ヶ浦二丁目に編入する区域の境界線  
 - - - - 扇ヶ浦二丁目の区域の境界線

2,500

扇ヶ浦二丁目  
(平成4年10月26日施行)

扇ヶ浦四丁目

扇ヶ浦二丁目

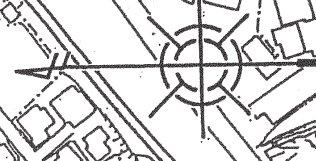
大字中間  
字扇ヶ浦

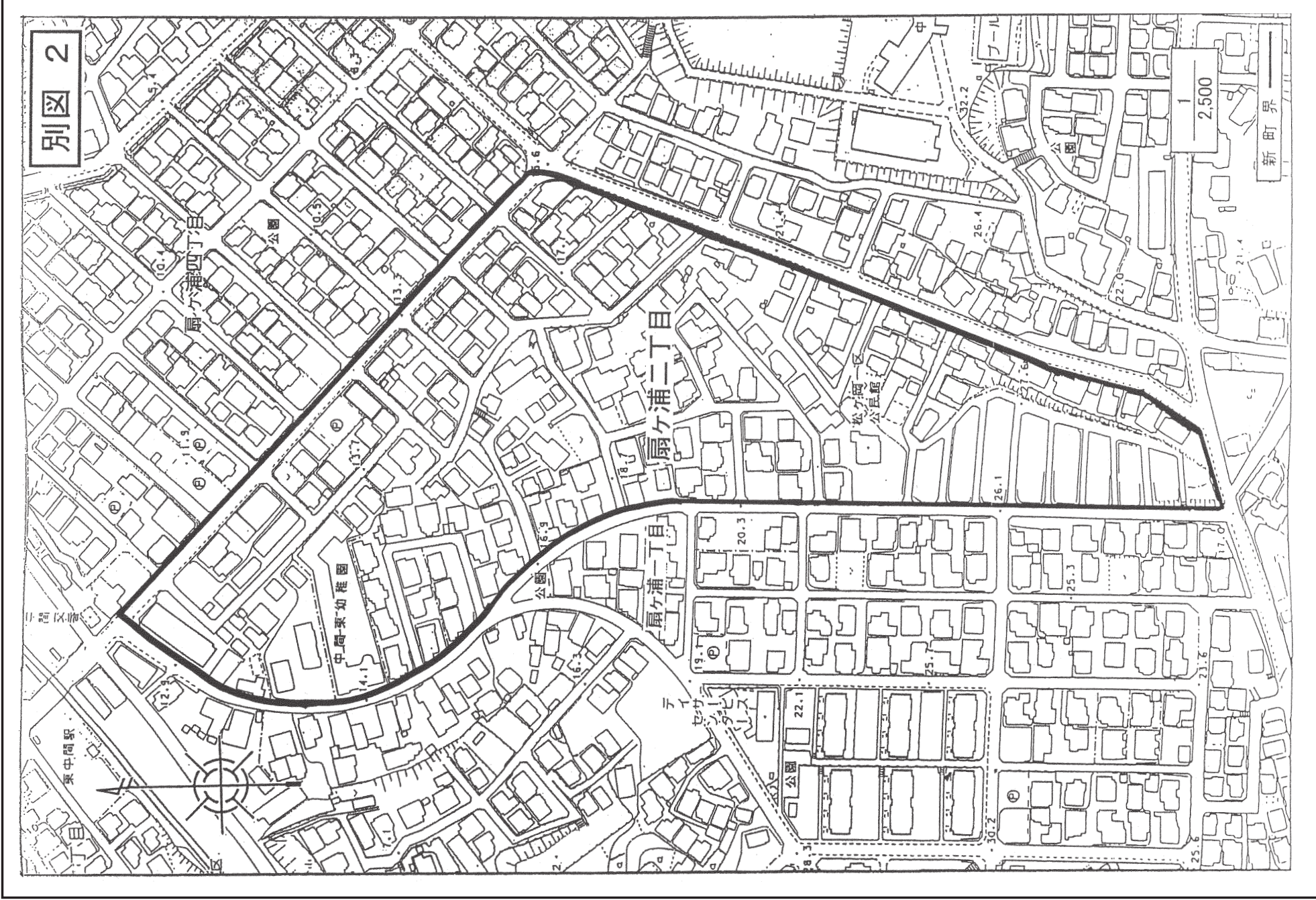
松ヶ岡公園

中間児童園

中間公園

中間駅





別図 2

福岡県告示第874号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成20年5月19日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年5月28日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
宮若市山口 (山口地区畑換地区)	換地計画書の写し	平成20年5月28日から 平成20年6月25日まで	宮若市役所

福岡県告示第875号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成20年5月19日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年5月28日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
宮若市山口 (山口地区野中換地区)	換地計画書の写し	平成20年5月28日から 平成20年6月25日まで	宮若市役所

福岡県告示第876号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成20年5月19日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦

覧に供する。

平成20年5月28日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
宮若市山口 (山口地区弥ヶ谷換地区)	換地計画書の写し	平成20年5月28日から 平成20年6月25日まで	宮若市役所

福岡県告示第877号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成20年5月19日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年5月28日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
宮若市山口 (山口地区里換地区)	換地計画書の写し	平成20年5月28日から 平成20年6月25日まで	宮若市役所

福岡県告示第878号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市堀池字口ヶ坪259 - 3、259 - 4、260 - 1、260 - 3から260 - 8まで、261 - 1から261 - 4まで、262 - 1及び262 - 7から262 - 9まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大阪市中央区農人橋二丁目1番36号  
大和リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫

福岡県告示第879号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
飯塚市佐與字北ノ浦1656 - 1、1658 - 12並びに字長崎1688 - 5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
飯塚市鯉田367番地1  
西田工業株式会社 代表取締役 西田 芳實

福岡県告示第880号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成20年5月19日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年5月28日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
大新地土地改良区	土地改良事業変更計画書の写し	平成20年5月28日から 平成20年6月25日まで	大任町役場

福岡県告示第881号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年10月福岡県告示第1865号新宮都市計画下水道事業新宮町公共下水道（新宮町施行）の事業計画

の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年5月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称  
新宮町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
新宮都市計画下水道事業新宮町公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和46年12月3日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年5月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 契約事項の名称  
警察コミュニケーションシステム(中央少年センター)用通信回線機器賃貸借契約
  - (2) 契約内容及び特質等  
入札説明書による。
  - (3) 賃貸借期間  
平成20年7月1日から平成25年12月31日までの間
  - (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部情報管理課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年6月11日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 平成20年5月28日（水）から平成20年6月10日（火）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成20年6月11日（水） 午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成20年6月12日（木） 午前10時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、そ

れ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

##### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

#### 12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

#### 公告

公用車任意保険契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年5月28日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称  
福岡県警察公用車任意保険契約
- (2) 契約内容  
福岡県警察が所管する公用車両約2,900台に対する自動車任意保険契約
- (3) 契約内容の特質等  
入札説明書による。
- (4) 契約期間

平成20年7月1日（火）から平成21年7月1日（水）

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年6月9日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加資格希望業種が業種品目13（サービス業種） - 11（その他）で、「AA」の等級に格付されている者
- (2) 保険業について、内閣総理大臣の免許を受けている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (5) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2236

5 入札参加申請書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所  
4の部局とする。
- (3) 提出期間  
平成20年5月28日（水）から平成20年6月6日（金）までの県の休日を除く毎日

、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成20年5月28日（水）から平成20年6月6日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年6月9日（月）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地下1階入札室

(2) 日時

平成20年6月10日（火）午前10時00分



## 12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 13 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- (1) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第169号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年福岡県公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）の廃止を行ったので、次のとおり公示します。

平成20年5月28日

福岡県公安委員会

### 1 意見を募集しなかった理由

道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）の施行に伴い、規則の廃止を行うものであるが、道路交通法（昭和35年法律第105号）の指定車両移動保管機関に係る規定が削除されたことに伴い当然必要とされるものであり、行手条例第37条第4項第7号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものである。

### 2 規則の公布日

平成20年5月28日

### 3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>)  
に掲載するほか、福岡県警察本部交通部駐車対策課に備え置きます。

---

福岡県警察本部告示第25号

警察署長が地方税の滞納処分の例により違法駐車車両の負担金等を納付しない者に対して行う滞納処分の執行において使用する書類（平成7年6月福岡県警察本部告示第79号）の一部を次のように改正し、平成20年6月1日から施行する。

平成20年5月28日

福岡県警察本部長 田村正博

本文中「第51条第17項及び第51条の3第9項」を「第51条第18項」に改める。

1中「第51条第17項又は第51条の3第9項」を「第51条第18項」に改める。

3から6までを次のように改める。

## 3 搜索調書

## 搜索調書(謄本)

第 号

年 月 日  
福岡県 警察署長 印

徴収職員 印

滞納処分のため、下記のとおり搜索しましたので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第146条第1項の規定によりこの調書を作ります。

## 記

滞納者	住居等					備考
	氏名					
滞納金額	年度	納期限	移動料金	保管料金	延滞金	計
	・	・	円	円	円	円
	・	・				
	・	・				
本調書作成の日までに徴収すべき金額					円	

搜索した場所又は物

搜索日時 年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで

備考

連絡先

(所属・係) 電話

4 債権差押通知書

債権差押通知書

第 号

(債権者) 殿 年 月 日

福岡県 警察署長 印

徴収職員 印

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、債権を差し押さえますので、履行期限までに当警察署あて支払ってください。この通知を受けた後、債権者に対して支払っても、その支払は、無効です。

記

滞納者等	住居等					計	備考
	氏名						
滞納金額	年度	納期限	移動料金	保管料金	延滞金		
	・	・	円	円	円	円	
	・	・					
	・	・					
		本通知書作成の日までに徴収すべき金額			円		
差押債権	債務者	住居等			氏名		
履行期限							
連絡先	(所属・係)					電話	

(A4)

## 5 差押調書

## 差押調書(謄本)

第 号

この差押債権の取立てその他の処分を禁止します。

年 月 日

(滞納者)

殿

福岡県 警察署長



徴収職員



下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえましたので、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定によりこの調書を作ります。

## 記

(債権  
滞納者等)

住居等

氏名

滞納金額

年度

納期限

移動料金

保管料金

延滞金

計

備考

・

円

円

円

円

本通知書作成の日までに徴収すべき金額

円

差押債権

債務者

住居等

氏名

履行期限

連絡先

(所属・係)

電話

(A4)

6 配当計算書

配当計算書(謄本)

第 号

年 月 日

住居等  
氏名

殿

福岡県 警察署長 印

下記の受入欄に記載の金額については、下記の交付期日及び場所において、支払又は残余金額に記載のとおり配当し、又は交付することとなりましたので、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第131条の規定によりこの計算書を作ります。

記

滞納者	住居等 氏名		金額	
受入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在		円	
支払	債権者の住居等及び氏名	警察署長が確認した債権額	円	備考
残余金 (へ交付)			円	
換価代金等の交付	期日	場所		
	年 月 日 午 時 分	福岡県 警察署		
連絡先	(所属・係)	徴収職員		
		電話		

(A4)

正 誤
--------

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
20・3・31	2804 増刊	告示	581	79			後ろから 6		福岡県森林審議会規程（昭和二十六年十二月福岡県告示第八百四十七号）の一部を次のように改正する。 第六条中「水産林務部治山課」を「農林水産部森林保全課」に改める。 附 則	福岡県森林審議会規程（昭和二十六年十二月福岡県告示第八百四十七号）の一部を次のように改正する。 附 則

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



訂正部会第100号用紙を紙を印刷していただきます